

コミュニティネットワーク長野 会則

(名称)

第1条 本会は、コミュニティネットワーク長野と称する。

(目的)

第2条 内に「高率性と人間性」、外に「競争と社会性」、という相反する基本的要素が絡み合う時代に、本会は、異業事業者の交流の場で、グローバルなヒューマンネットワークを創り、暖かい温もりのある真赤な血の流れている会とする。また、地域（長野県、長野市）の発展の為に、提案し、実行する。

(事業)

第3条 コミュニティネットワーク長野は前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

- (1) 各界の専門講師を定期的に呼び、研修会を行なう。
- (2) 長野県、長野市の地域の問題に積極的に参加、提言する。
- (3) 毎月1回 20日例会を行なう。(20日が日・祭日にかかる場合は他の日に変更になる場合がある)
- (4) 時間は午後7時より、2時間程度とする。場所は随時連絡する。
- (5) 会費は月額 10,000 円とする。(研修会費、年会費、毎月の親睦会費、事務経費を含み、返金はしない)
- (6) 会員同士の親睦と研修の為に、年1回親睦旅行を行なう。

(会員)

第4条 本会に、入会を希望する者は予め事務局に入会の申込みをする。尚、入会に関しては簡易な審査を持って諾否を決める。

(会員義務)

第5条 本会の会員としての品性を旨とする。

(退会、除名)

第6条 本会の退会は自由とする。但し、以下の場合は除名とする。

- (1) 会の名誉を傷つけ、相互の和を乱す者。
- (2) 会費を2回以上滞納した者。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会長 1 名
副会長 1 名
幹事長 1 名
副幹事長 1 名
幹事 1 名
事務局長 1 名
会計監査役 1 名

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(選任)

第 9 条 役員は例会にて選出する。

(顧問・相談役)

第 10 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

(支部・事務局)

第 11 条 本会の事務局は次に置く。

長野市上千歳町 1 4 1 3 - 3 4

(株) ワンダー 内

TEL 026-235-8250 FAX 026-235-8256

※長野県下各地に、本会の支部を置く

(経費等)

第 12 条 本会運営に必要な経費は、会費をもって是に充てる。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日とする。

(実施日)

第 14 条 この会則は、平成 11 年 8 月 20 日より実施する。